

平成22年12月22日

### 景気の急激な悪化に伴う緊急救済措置について

平成20年のリーマンショック以来、景気は悪化を続けており、急激な円高により、雇用情勢は回復の兆しが見えず、厳しい状況が続いています。

卒業を控えた4年生で、卒業必要単位は満たす見込みがありながら、就職先がまだ決まらず、卒業を延期して4月以降に再度就職活動を行うことを考えている学生もいると思われます。大学は、これらの学生を対象に、緊急救済措置をとることにしました。ただし、緊急経済措置による卒業延期及び授業料減免に係る事務取扱要領(平成21年2月23日施行)及び平成21年度卒業延期及び授業料減免に係る事務取扱要領(平成21年9月18日施行)の規定により既に卒業延期の認定を受けている学生は、対象外とします。

対象となる学生は以下の通りです。

- 1) 専門演習 に所属する学生で、卒業必要単位をすべて修得したが、再度の就職活動のために卒業延期を希望する学生
- 2) 専門演習 に所属しない学生で、代替履修を含めて卒業必要単位をすべて修得したが、再度の就職活動のために卒業延期を希望する学生

以上の条件に該当する学生が、卒業延期を申し出た場合、卒業延期期間の授業料を半額免除します。卒業延期が半期の場合も一年に及ぶ場合も同じく半額免除となります。該当すると思われる学生は申し出て下さい。

申し出期間 : 卒業掲示後1週間(手続き詳細は、後日掲示します。)

問い合わせ先: 学務グループ学生支援班 TEL: 083 - 252 - 0289

下関市立大学学長